

## 伊豆市教育振興審議会条例

(設置)

**第1条** 伊豆市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、伊豆市の教育課題に関する事項について調査審議するため、伊豆市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立の小学校及び中学校のPTAを代表する者
- (3) 市立の小学校及び中学校の校長を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、任期が満了した後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うものとする。

5 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第3条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者に委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数を持って可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

**第6条** 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則** (平成17年9月30日条例第29号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年12月17日条例第30号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。